

「重要事項説明書」

社会福祉法人はまなす会
デイサービスぬくもり山王

事業所は利用者に対して指定地域密着型通所介護・第一号通所事業サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業実施地域及び営業時間	1
4. 職員の配置状況	2
5. 事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 苦情の受付について	4

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人はまなす会
- (2) 法人所在地 〒011-0946 秋田市土崎港中央三丁目4番40号
- (3) 電話番号 018(845)4575
- (4) 代表者氏名 理事長 泉 正 樹
- (5) 設立年月 平成14年12月27日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定地域密着型通所介護 平成29年4月1日 指定秋田市 0590100798号
第一号通所事業所 平成19年5月1日 指定秋田市 0570115881号
※事業所は特別養護老人ホームぬくもり山王に併設されています。
- (2) 事業所の目的 要介護状態又は要支援状態、事業対象者である高齢者に対し、地域密着型通所介護・第一号通所事業を提供することを目的とする。
- (3) 事業所の名称 デイサービスぬくもり山王
- (4) 事業所の所在地 010-0941 秋田市川尻町字大川反233番地の59
- (5) 電話番号 018(824)7000
- (6) 代表者氏名 所長 佐々木 哲律
- (7) 開設年月 平成19年5月1日
- (8) 利用定員 18人

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 秋田市
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月～土曜日（祝日は営業します。） 年末年始（12月30日から1月3日まで）は休み。
営業・受付時間	月～土曜日/土日・祝日 午前8時45分～午後5時30分
サービス提供時間	月～土曜日 午前9時30分～午後4時30分 午前9時45分～午後3時45分(ご希望時)

4. 職員の配置状況

利用者に対して事業所では、指定地域密着型通所介護・第一号通所事業通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常 勤		非常勤		合 計	指定 基準
	専 従	非専従	専 従	非専従		
1. 管理者	0名	1名	0名	0名	1名	1名
2. 介護職員	2名	1名	2名	0名	5名	2名
3. 生活相談員	0名	2名	0名	0名	2名	1名
4. 看護職員	0名	0名	0名	2名	2名	1名
5. 機能訓練指導員	0名	0名	0名	2名	2名	1名
6. 栄養士	0名	1名	0名	0名	1名	1名
7. 事務員	0名	1名	0名	0名	1名	0名
8. その他職員	0名	0名	0名	0名	0名	0名

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
1. 介護職員	勤務時間：午前8：45～午後5：45
2. 看護職員	勤務時間：午前8：45～午後5：30のうち2時間 ☆原則として1名の看護職員が勤務します。
3. 機能訓練指導員	勤務時間 午前8：45～午後5：30のうち2時間

5. 事業所が提供するサービスと利用料金

事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---------------------------------------------------------------|
| (1) 利用料金が介護保険または第一号事業支給費から給付される場合
(2) 利用料金の全額を利用者に負担いただく場合 |
|---------------------------------------------------------------|

があります。

(1) 介護保険の給付、第一号事業支給費の対象となるサービス（契約書第4条参照）＊

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割、8割又は7割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①食事（居宅サービス計画、介護予防サービス・支援計画において、食事の提供が予定されている方に限りま
す。但し、食材料費は別途いただきます。）

・事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

・利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事を摂っていただくことを原則としています。

（食事時間）12：00～12：45

②入浴

・入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

・利用者の排泄の介助を行います。

④健康チェック

- ・看護師による体温・血圧測定などの健康チェックを行います。

⑤送迎

- ・利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。
- ・通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行う指定地域密着型通所介護・第一号通所事業に要した交通費は、その実費を徴収致します。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収致します。

- (1) 通常の事業の実施地域を超えた地点から片道10キロメートル未満
300円
- (2) 通常の事業の実施地域を超えた地点から片道10キロメートル以上
500円

⑥個別機能訓練・運動器機能向上

(1) 個別機能訓練

残存する身体機能を活用して生活機能の維持・向上を図り、利用者が居宅において可能な限り自立して暮らせるよう訓練を実施します。

(2) 運動器機能向上

要支援者ができる限り要介護状態にならず自立した日常生活を営むことができるよう訓練を実施します。

《指定地域密着型通所介護のサービス利用料金（1回あたり）》（契約書第6条参照）

別紙「利用料金表」によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。

（上記サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。）

《第一号通所事業のサービス利用料金（1回あたり）》

別紙「利用料金表」によって、要支援の方は介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。事業対象者の方は介護保険給付費額、第一号事業支給費を除いた金額（要支援1相当の自己負担額）をお支払い下さい。

☆利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画、介護予防サービス・支援計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付、第一号事業支給費対象とならないサービス（契約書第5条、第6条参照）*

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①食事の材料の提供（食材料費）

利用者に提供する食事の材料にかかる費用です。

料金：1回あたり600円

②レクリエーション、クラブ活動

利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

③複写物の交付

利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で利用者にご負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

紙おむつ代：100円

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、サービス利用月毎に、及び契約終了時に合計金額をお支払い下さい。

銀行預金口座振替（秋田銀行・北都銀行） 指定口座振込 現金払い

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）

◇利用予定日の前に、利用者の都合により、指定地域密着型通所介護・第一号通所事業サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業所に申し出てください。

◇利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

①利用予定日の前日までに申し出があった場合・・・無料

②利用予定日の朝8時30分までに申し出がなかった場合・・・食事代600円/回

◇サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

6. 苦情の受付について（契約書第20条参照）

(1) 事業所における苦情の受付

事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

◇苦情受付窓口（担当者）

[デイサービスぬくもり山王] 生活相談員 佐々木 哲律

◇受付時間 毎週月曜日～土曜日 午前9：00～午後5：00

◇電話番号 018（824）7000

(2) 行政機関その他苦情受付機関

秋田市介護保険課	所在地 〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号 電話番号 018（888）5672 FAX018（888）5673
秋田市長寿福祉課	所在地 〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号 電話番号 018（888）5668 FAX018（888）5667
国民健康保険団体連合会	所在地 〒010-0951 秋田市山王4-2-3 秋田県市町村会館 電話番号 018（883）1550 FAX018（883）1551
秋田県福祉サービス相談支援センター（秋田県運営適正化委員会）	所在地 〒010-0992 秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館2階 電話番号 018（864）2726 FAX018（864）2742